平成２９年（フ）第５４号
福島県会津若松市日新町13番53号、前住所山口県萩市大字椿3203番地２　雑式町団地74―６号
債務者　林　　義二
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
福島地方裁判所会津若松支部破産係

平成２９年（フ）第１３７号
群馬県高崎市井野町1267番地１　コーポホワイト301号
債務者　名畑　博文
1　決定年月日時　平成29年８月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第１５３号
群馬県藤岡市下栗須251番地
債務者　横地　健次
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
前橋地方裁判所高崎支部

平成２９年（フ）第４４号
岐阜県恵那市長島町中野751番地１　メゾンカチ103
債務者　清水久美子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第５０号
岐阜県多治見市滝呂町12丁目148番地の509
債務者　藤村　一代
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２９年（フ）第２６６号
愛知県豊田市十塚町１丁目５番地１　アルスノーバ十塚702号
債務者　あげぱん屋給食のおばさんこと　稲垣　一美（旧姓清水）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第２９６号
愛知県安城市古井町一本木１番地１　県営古井住宅８―405
債務者　ＯＭＩＮＥ　ＭＡＲＩＡ　ＥＵＧＥＮＩＡ
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２９年（フ）第５８９号
堺市北区百舌鳥本町１丁62番地２　プレステージハイツ403号、前住所堺市堺区榎元町１丁３番８号
債務者　加賀山美津子（旧姓小川）
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６３０号
堺市堺区南三国ヶ丘町４丁１番１―301号
債務者　藤田　康博
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６４１号
大阪府富田林市向陽台２丁目７番13号（102）
債務者　森　　圭子
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６５５号
大阪府河内長野市木戸西町３丁目15番４―110号
債務者　小林　将史
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第６８３号
堺市西区堀上緑町１丁７番51―304号、前住所堺市南区竹城台３丁１番16―109号
債務者　植松　直人
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第７１３号
堺市西区浜寺諏訪森町東２丁179番地15
債務者　有川　　勉
1　決定年月日時　平成29年８月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月４日まで
大阪地方裁判所堺支部破産係

平成２９年（フ）第１１８号
盛岡市三本柳22地割46番地12
債務者　菊川　亜古
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第１９７号
盛岡市名須川町22番19号　パレ名須川102号、旧住所青森県八戸市内丸３丁目７番17号　プリマヴェーラオオミナミ407号
債務者　奥寺　幸治
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第２２０号
岩手県花巻市下小舟渡110番地５　サンハイツ101号
債務者　佐藤　香子
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２９年（フ）第４３号
山形県酒田市駅東１丁目８番地の17
債務者　工藤　誉之
1　決定年月日時　平成29年８月10日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年10月５日まで
山形地方裁判所酒田支部